

熊谷市監査委員公告第5号

令和3年度議会事務局定期監査の結果に基づき、市議会議長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別添のとおり公表する。

令和4年5月26日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 鈴 木 理 裕

令和3年度議会事務局定期監査指摘事項等措置報告書

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 収入事務 指摘事項なし</p>	
<p>2 支出事務 指摘事項なし</p>	
<p>3 契約事務 (1) 委託契約について、業務の完了報告書に文書収受されていないものがあつた。熊谷市文書管理規程第8条に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>3 契約事務 (1) 熊谷市文書管理規程に基づく文書収受の事務処理を行うよう周知・徹底を行った。 文書主任をはじめ局内全体でのチェック体制を強化し、再発を防止する。</p>
<p>4 補助金 指摘事項なし</p>	
<p>5 負担金 指摘事項なし</p>	
<p>6 財産管理 (1) 備品登録漏れがあつた。熊谷市物品管理規則第17条第1項及び第19条に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>6 財産管理 (1) 備品登録漏れについては、登録処理を行った。今後は、熊谷市物品管理規則に基づき適正な事務処理を行う。</p>
<p>7 その他 指摘事項なし</p>	